

～埼玉県内の保険医療機関(医科・歯科)、保険薬局の皆様～

# 令和4年10月から 未就学児の医療費が県内全域で 現物給付方式に変わります

※市町村や医療費の種類によって実施状況が異なります。

## 対象となる医療費

埼玉県内の市町村が実施する

- ★ 乳幼児(子ども)医療費助成制度
- ★ 重度心身障害者医療費助成制度
- ★ ひとり親家庭等医療費助成制度

現物給付とは

医療機関窓口で市町村が発行する受給者証を提示することにより、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組み

## 県内全域で現物給付の対象となる方

上記医療費助成制度の受給資格がある **未就学児(小学校入学前の子ども)**の方

※医療保険が適用される場合に限りです。

## 実施予定時期

**令和4年10月**(乳幼児医療費及び重度心身障害者医療費)

**令和5年1月**(ひとり親家庭等医療費)

※市町村によって実施時期が異なる場合があります。



埼玉県マスコット「コバトン」

## 変更内容

例えば乳幼児医療費においては、現在、主に居住市町村内の医療機関が現物給付の対象となっています。今回の変更により未就学児については埼玉県内全域の医療機関が現物給付の対象となります。このため、市外在住の未就学児の患者については、市内在住の患者同様、窓口での支払いは必要なくなります。

現行	給付方法		変更後	給付方法	
	市内	市外		市内	市外
6歳(未就学児)まで	現物給付	償還払い	6歳(未就学児)まで	現物給付	現物給付
7歳から15歳(18歳)まで	現物給付	償還払い	7歳から15歳(18歳)まで	現物給付	償還払い

乳幼児医療費の代表的な例  
市町村によって異なる場合があります

※市町村の実施状況等、詳細が決まり次第改めてお知らせいたします。また、下記ホームページに随時最新情報を掲載する予定です。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0702/kennaigenbutu.html>

検索



お問い合わせ 埼玉県 保健医療部 国保医療課 ☎048-830-3364



さいたまっち